

ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会設置要綱

(設置)

第1 年齢、性別、能力、言語等の違いを越えて、すべての人がお互いを尊重し合い、自由で快適に活動できる理想郷“ふじのくに”の実現を目指して、ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画を着実に推進していくため、ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進委員会は、ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の推進等について、県に対し専門的な助言、評価等を行う。

(委員)

第3 委員は知事が委嘱する。

2 推進委員会は、委員10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第4 推進委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、委員の互選により定める。

3 委員長は推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は委員長が務める。

3 委員長は、必要に応じ推進委員会の委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(分科会)

第6 推進委員会は分科会を設置することができる。

2 分科会座長は推進委員会委員長が委嘱する。

3 分科会は、特定の課題に関する調査、検討等必要な作業を行い、推進委員会に報告する。

4 分科会の任期は必要に応じて推進委員会委員長が定める。

(事務局)

第7 暮らし・環境部県民生活局県民生活課を事務局とし、推進委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。